

電子契約サービスに係る説明会

日 時 ①令和7年9月22日(月)

第1回 11:00～12:00

第2回 13:00～14:00

第3回 15:00～16:00

②令和7年9月25日(木)

第4回 11:00～12:00

第5回 13:00～14:00

第6回 15:00～16:00

開催方法 Zoomによるオンライン開催

(次 第)

1 開 会 【11:00】 【13:00】 【15:00】

2 挨 拶 福島県入札監理課

3 説 明 【11:05～11:45】 【13:05～13:45】 【15:05～15:45】

電子契約サービスの概要及び操作方法について (40分)

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 久場 研太※各回変更

4 質疑応答 【11:45～11:55】 【13:45～13:55】 【15:45～15:55】

5 閉 会 【12:00】 【14:00】 【16:00】

電子印鑑なら
GMOサイン

福島県 事業者向け操作説明会

- 1.会社概要
- 2.電子契約とは
- 3.契約締結の流れ (1)準備
- 4.契約締結の流れ (2)締結
- 5.電子署名の確認方法
- 6.無料アカウントの作成方法
- 7.よくある質問
- 8.ヘルプセンター お問い合わせ

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

本社所在地	東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー
事業内容	クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした 各種インターネットソリューションの開発・運用
代表者名	代表取締役社長執行役員 青山 満
設立	平成5年12月
資本金	9億1,690万円
上場区分	東京証券取引所 プライム（証券コード：3788）
連結従業員数	社員999名
加盟団体（抜粋）	日本ネットワークセキュリティ協会 トラストサービス推進フォーラム デジタルトラスト協議会 一般社団法人日本クラウド産業協会（ASPIC）



電子認証事業および創業以来提供しているホスティング事業から、AI・IoTを活用したサービスにいたるまで、ITのチカラでお客様のビジネスを支えています。

- 電子認証・印鑑事業
 - 「SSLサーバ証明書」発行実績 2,800万枚以上（国内シェアNo.1※）
 - 「電子印鑑GMOサイン」導入企業数 350万社以上（2023年11月末時点）
※ 2024年3月末時点 「SSL Survey by Hosting Country」より
- クラウド・インフラ事業
 - 提供実績29年
 - クラウドインフラサービス販売パートナー数 約5,800社（2023年12月末時点）
- DX事業
 - 「GMOおみせアプリ」導入店舗数 約2万8千店（2024年6月末時点）

電子印鑑GMOサインで
取得済みの認証



ISMAP



電子契約とは

1

締結コストを削減

2

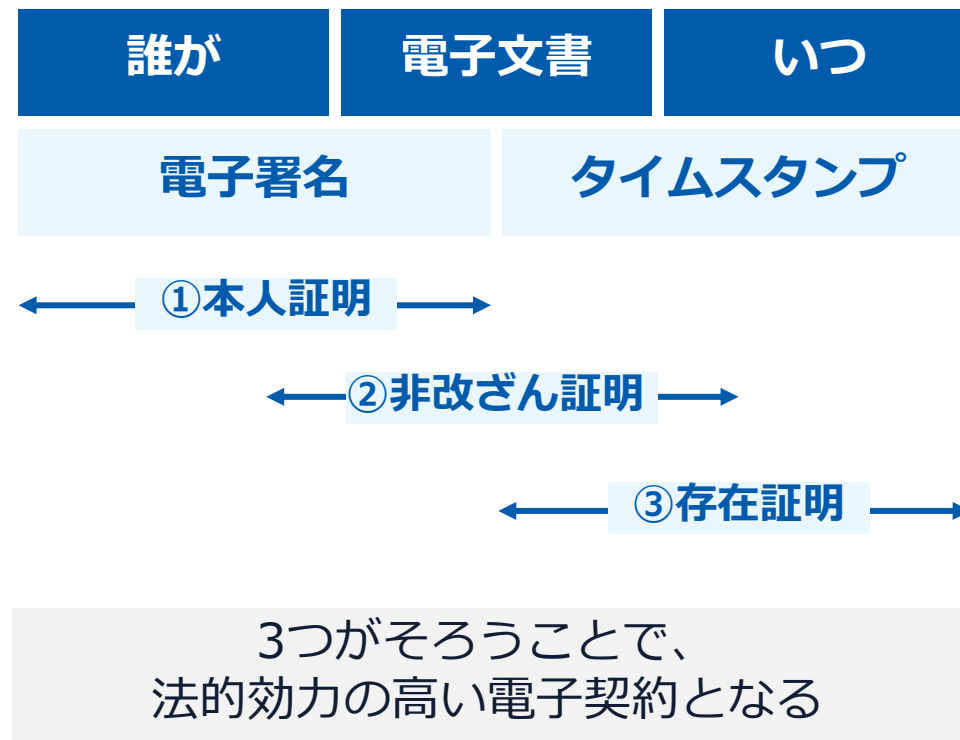
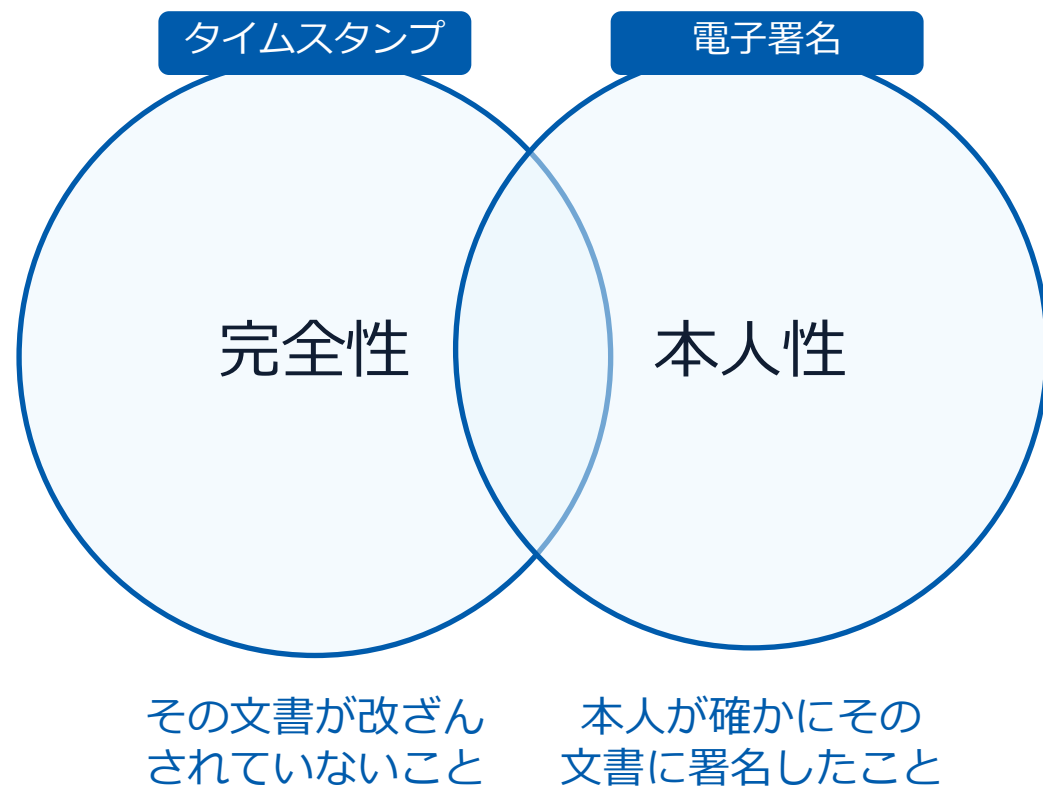
締結手順の高速化

3

ガバナンス
(内部統制) 強化

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

法的効力を証明する仕組み



電子契約は、電子帳簿保存法第2条第5号「電子取引」に該当し、その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	①タイムスタンプが付与されたデータを授受 ②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与 ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを採用 ④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付け 上記いずれかの方法を充足する必要がある	・日本データ通信協会の 認定タイムスタンプ の押印 ・認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認 GMOサインは左記のうち①を充足している
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」（規則2条2項2号） ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。	システム（GMOサイン）から電子契約（電子で締結した契約書）をディスプレイ（パソコン等）に出力（表示）ができることで要件を充足している
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」 法人事業者の場合、7年間 （欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間）	保管期限は無期限
④ 保存	1) <u>見読性の確保</u> 2) システム概要書類の備付 3) <u>検索機能</u> ※検索要件（取引年月日、取引先、取引金額）	1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能

▼参考資料

- ・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則
- ・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
- ・国税庁電子帳簿等保存制度特設サイト

立会人型（契約印タイプ）と当事者型（実印タイプ）



立会人型 （契約印タイプ）

メール認証など、システムログで本人性を担保。導入しやすい署名タイプです。



長所

メール認証による本人確認のみで署名ができるため、契約相手の負担が少ない。比較的ライトな文書で利用しやすい。

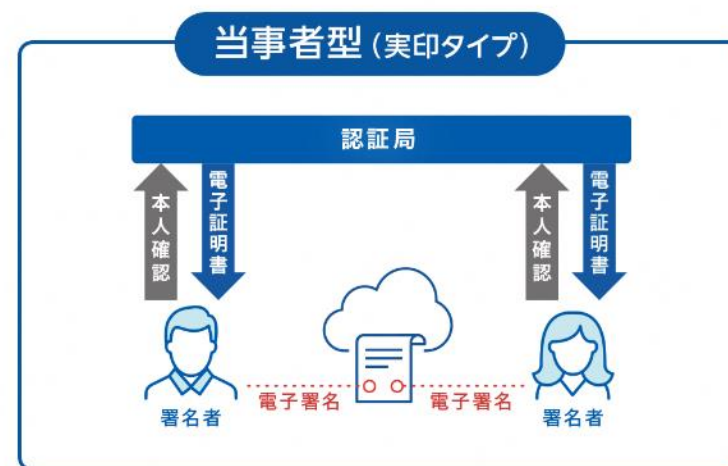
短所

メール認証で署名ができるため、押印権限管理が煩雑になりやすい。



当事者型 （実印タイプ）

第三者機関である電子認証局が厳格に本人確認した電子証明書で本人性を担保。



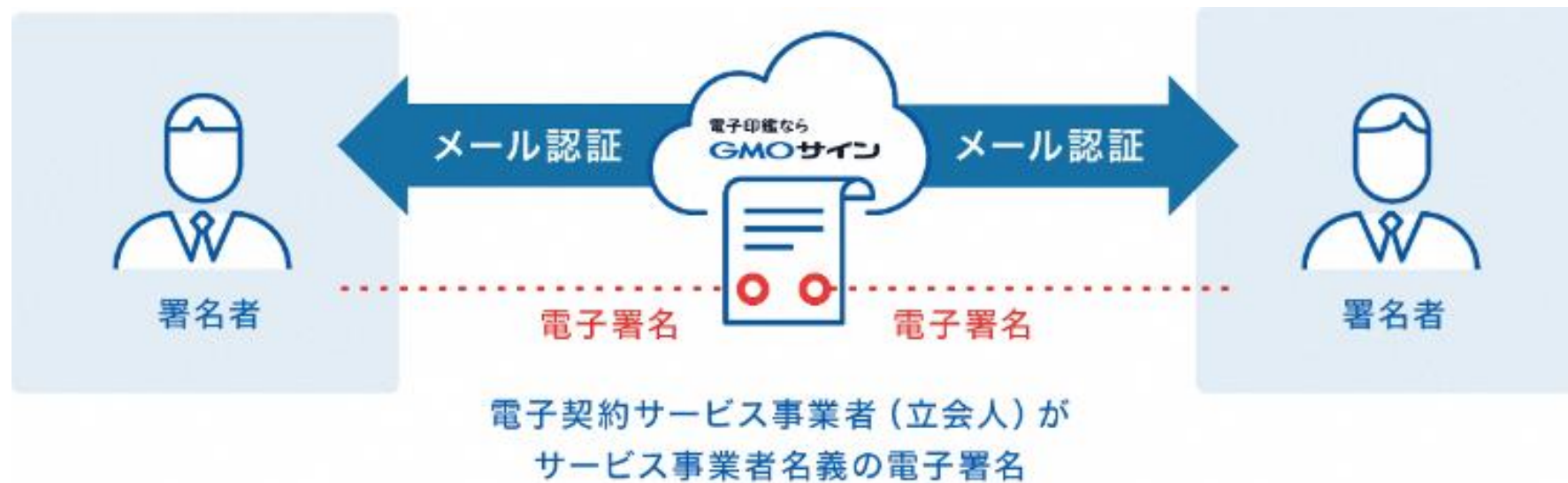
長所

電子署名法に準拠し、本人性担保の効力が非常に強い。印章規定や押印権限など、厳格なガバナンスとの親和性が高い。

短所

電子証明書の取得が必要なため、契約相手の負担と手間が大きい。

電子契約システムでメール認証などを行い
サービス事業者の電子証明書で署名



相手方は立会人型で署名を行っていただくため
インターネット環境と電子メールアドレスが
あれば利用可能。費用負担もありません。

安全性



WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からシステムを保護



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者による
ぜい弱性診断を定期的の実施



専用環境(HSM)で署名鍵保管

すべての署名鍵は、堅牢な環境で
生成・保管し、不正利用を防止



ファイル暗号化

1つ1つの契約データごとに
個別の暗号化を実施し安全に保管



通信の暗号化

SSLにより通信を暗号化し
盗み見や改ざんを防止



データバックアップ

すべての契約データを毎日バックアップ
日次でバックアップしているほか
月次・年次でもバックアップを実施

信憑性



WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は
国際的な電子商取引保証基準に準拠

セキュリティ基準・認証取得済

ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014
SOC2 Type-1 報告書 SOC2 Type-2 報告書
ISMAP

内部統制



操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど
各種操作を保存しており追跡が可能



多要素認証・IP制限・SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法に
より社外からの業務外のアクセスや
情報漏洩対策も万全

サポート



連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム
ウェブ会議システム・ウェブチャット



身元確認済み電子証明書

国内シェアNo.1の電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績がある証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準（WebTrust）を満たす電子認証局を子会社にもつ当社だからこそ実現できる信頼性を提供します。



Adobe Approved Trust List

Adobe認定のルート証明書を採用

Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Readerでも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。



税務対応も安心

電子帳簿保存法に標準対応

税法上で要求される検索機能や見読性を標準実装。締結済みの電子契約を紙に印刷することなくそのまま長期保存が可能。



タイムスタンプ

認定タイムスタンプを標準付与／各種法令にも適合

セイコーソリューションズ社の認定タイムスタンプを標準付与。時刻保証とともに非改ざん性も担保。e-文書法や電子帳簿保存法などの各種法令にも対応。



立会人型電子署名に対応

費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を利用して署名を行うので相手方の費用負担がありません。また、メール認証だからスピーディに契約締結。

契約締結の流れ

福島県の電子契約運用は以下の通りです。

福島県の電子契約運用について

県が締結する契約（複数契約者の合意に基づく協定、請書、その他契約に準ずるものを含む。）のうち、以下の契約を除く契約全般が対象

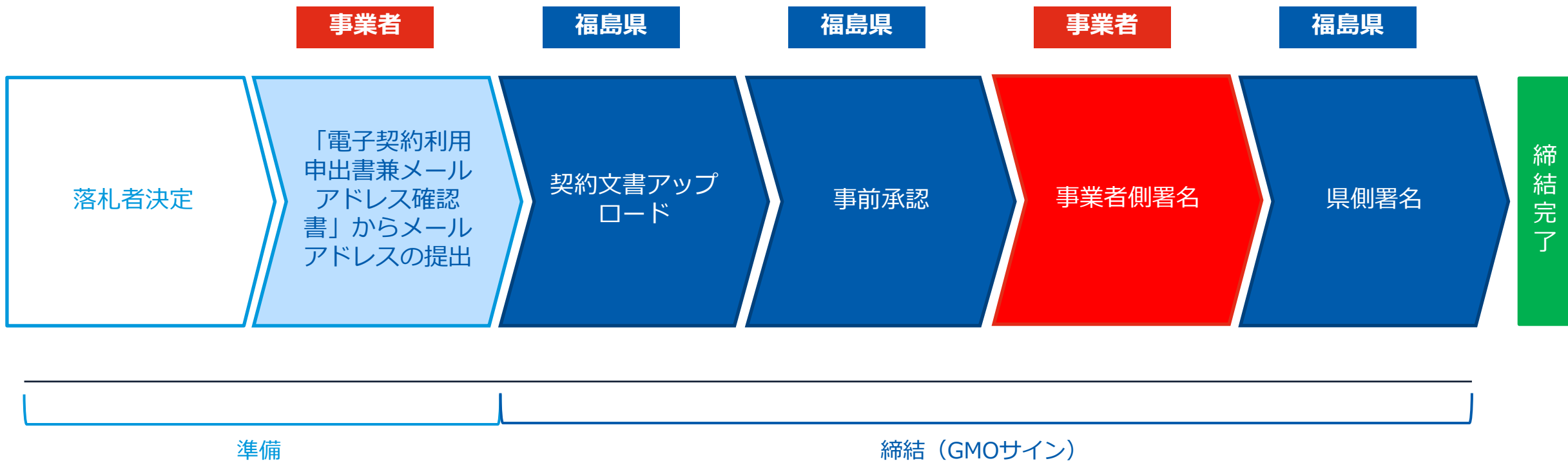
- ・ 契約相手方が電子契約を希望しない場合
- ・ 法令等により書面での契約が定められている場合
- ・ 契約期間が10年を超える契約
- ・ 期間の定めのない契約及び自動更新条項が設けられている契約
- ・ その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

・ 電子署名が利用可能な文書例

<https://www.gmosign.com/contracts/>

・ 関連コラム：GMOサインが使える文書・契約類型まとめ | 電子契約導入の多い書類は？

<https://www.gmosign.com/media/electronic-contract/post-170/>



(1) 準備

電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書について

○電子契約はメールでのやり取りになるため、契約相手方のメールアドレスを確認する必要があります。

○電子契約を締結する権限のある方のメールアドレスを必ず記入してください。

【提出タイミング】

落札決定後、電子契約を希望する場合、
発注者（契約事務担当者宛）に対して、
メールで提出してください。（Word形式）

様式第2号

電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書

下記の契約案件について、福島県と電子契約（立会人型電子署名サービスを利用した契約）の締結を希望します。

なお、契約締結の署名に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 案件名（業務名、工事名等）

2 契約締結権限者 ※電子契約の署名者として登録されます。

役職	
氏名	
メールアドレス	

3 契約担当者

役職	
氏名	

4 アクセスコード ※半角数字4字

※電子契約サービスに接続するとき必要となります。

福島県知事 様

年 月 日

住 所
法 人 名
代 表 者 職 氏 名
担 当 者 氏 名 ・ 連 絡 先

※この様式は契約相手方として決定された際に、電子メールにて速やかに県の担当者まで Word 形式のまま提出してください。

※フリーメールアドレスは指定しないでください。

※契約締結権限者は、必ずしも社内規定等における最終決裁権者でなくても構いません。あくまで電子契約サービスにより、県と電子契約を締結する際の最終的な署名者を設定してください。

※本様式は例示であり、電子契約による契約締結の意向及び契約相手方が指定する電子メールアドレスおよびアクセスコードが確認できるものであれば、他の様式でも支障ありません。

(2) 締結

署名依頼メールが届きます

▼メール件名(例)

「福島県 様より▲▲▲(業務名)への署名依頼が届いています」

▼メール差出元

「電子印鑑GMOサイン<noreply@gmosign.com>」

操作手順

- 1 メール内の電子署名URLもしくはボタンをクリックします。
- 2 アクセスコードを入力します。
- 3 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます。



- ・あらかじめ県側へ提出したメールアドレス宛に、契約書の確認依頼のメールが届きます。
- ・メールが届きましたら、URLより速やかにGMOサインにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、署名をしていただきます。

アクセスコードを入力します

無関係な第三者による文書の閲覧を防止するためアクセスコード入力画面が表示されます。

操作手順

- 1 アクセスコードを入力します。
- 2 「次へ」ボタンをクリックします。

アクセスコードは「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」で契約相手方から事前提出された
4桁のパスワードです。

アクセスコード入力

アクセスコードがご不明な場合は、相手先までご連絡ください。

- 1
- 2

文書確認後、署名をします

操作手順

- 1 文書内容を確認します。
- 2 内容に問題が無ければ、「完了」を押します。
- 3 【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です。



複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブをクリックすることで文書を選択することが可能です



署名済文書のご案内が届きます

双方の署名完了後、
電子署名完了のお知らせがメールが届きます。

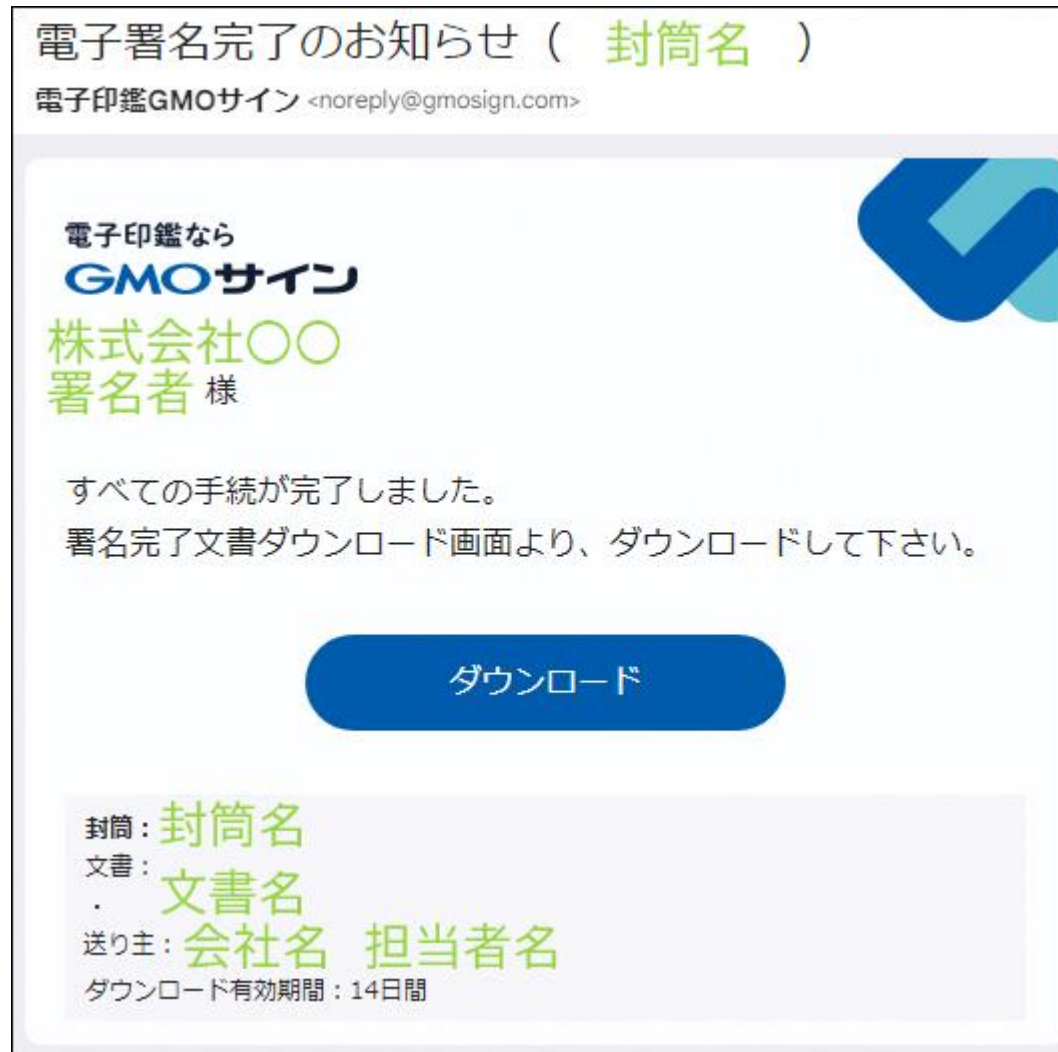
▼メール件名

「電子署名完了のお知らせ」

▼メール差出元

「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

メールに記載の「ダウンロード」締結済みの文書を
ダウンロードしてください。



署名済文書のご案内が届きます

操作手順

- 1 「ダウンロード」をクリックしますと、右のような画面が表示されます。
- 2 再度「ダウンロード」をクリックして、電子署名済みの契約書のPDFデータをダウンロードして、保管してください。
- 3 契約書を「ダウンロード」できる期間は、前述の「電子署名完了のお知らせ」のメールが到着してから、2週間です。期限を過ぎるとリンク先には、右のような画面が表示され、ダウンロードができなくなります。必ずダウンロードして保管するようにお願いいたします。

1

全ての手続きが完了しました

全ての関係者が手続きを完了しました。PDF文書は下記からダウンロードしてください。

文書1：電子契約サービス委託

2

ダウンロード

署名の進行状況

電子印鑑GMOサインで保管

Topへ戻る

3

有効期限切れ

ダウンロードの有効期限が切れています。
署名依頼元にご連絡ください。

※署名依頼元は「署名依頼メール」に記載の「～さまより署名依頼が届いております。」の「～」の部分が署名依頼元に該当いたします。

[有効期限切れ文書のダウンロードについてはこちら](#)

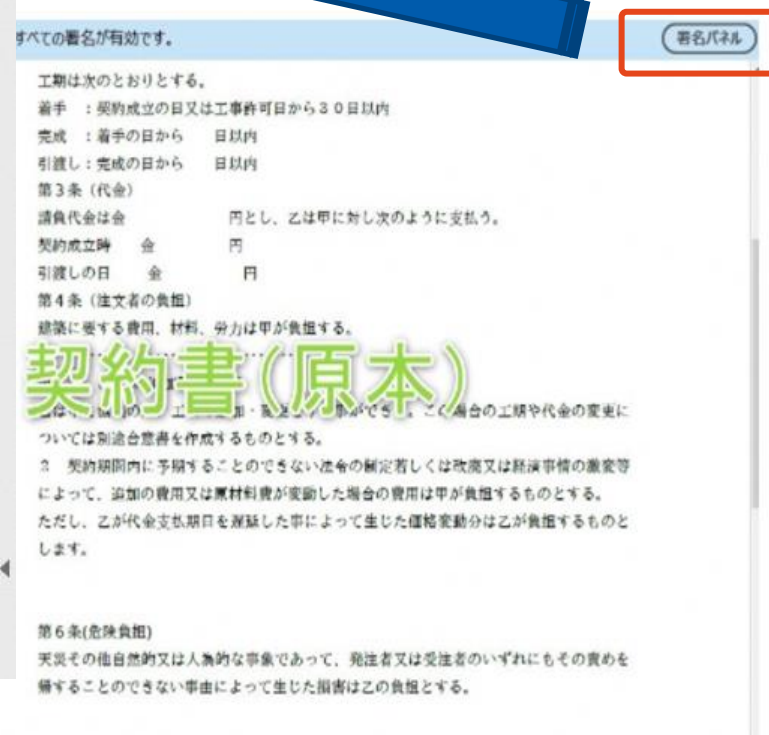
電子署名の確認方法

電子署名の確認方法【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。



Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」をクリックして、「署名パネル」を開きます。



電子署名の確認方法【契約締結証明書で確認】

- プリントアウトした場合、当証明書を添付頂く事でPDFファイルを開く事なく情報確認が可能となります。
- 電子署名済みであることの対外的な証明としてもご利用いただけます。
- 契約締結後の文書ファイルの1ページ目左下部に締結証明書IDが表示されます。

GMOサイン 電子契約締結証明書

文書名: 経営委任契約書_001
管理番号: 0000015
文書作成者: GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
文書作成者メールアドレス: [REDACTED]
締結証明書ID: 7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

操作日時	署名方法	署名者情報
2020/07/31 20:09 (JST)	実印タイプ	CN: GMO 太郎 O: GMOクラウド株式会社 OU: ソリューション事業部 L: 渋谷区 S: 東京都 C: JP
2020/07/31 20:09 (JST)	契約印タイプ	GMOクラウド株式会社 GMO 次郎 gmo-jirou@gmocloud.com
2020/07/31 20:09 (JST)	契約印タイプ	GMO 花子 09012345678

123.234.12.34

契約締結証明書ID と一致します

7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

署名済みであり、すべての署名が有効です。 署名パネル

工期は次のとおりとする。
着手: 契約成立の日又は工事許可日から30日以内
完成: 着手の日から 日以内
引渡し: 完成の日から 日以内
第3条(代金)
請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。
契約成立時 金 円
引渡しの日 金 円
第4条(注文者の負担)
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。
契約書(原本)
は、この工事の工期、変更、延滞等ができ、この場合の工期や代金の変更に
については別途合意書を作成するものとする。
2 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等
によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。
ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものと
します。
第6条(危険負担)
天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを
帰することのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。

無料アカウントの作成方法

署名完了後の画面から無料アカウントを お申し込みする場合

操作手順

- 1 メールアドレス、氏名、会社名はご署名時の情報が記入されています。
- 2 [無料でGMOサインを利用する]ボタンをクリックすると、「アカウント発行のお知らせ」のメールが届きます。

無料アカウントご利用のメリット

- ・いつでも文書（原本）を確認できます
- ・締結文書を一元管理&検索することができます。
- ・書類の紛失リスクを軽減できます。
- ・契約締結証明書のダウンロードができます。

※無料アカウントの作成は任意ですが、契約書の管理の点から作成をお勧めします。

※無料アカウントを作成するとお知らせメール等を受信するようになります。

※契約締結証明書のダウンロードはGMOサインのアカウントにログインしてダウンロードします。「電子署名完了メール」からはダウンロードできません。

手続きが完了しました

署名完了のお知らせメールをお送りします。お知らせメールより、署名が完了した文書をご確認いただけます。

署名した文書を保管できます

GMOサインアカウントを登録すると、署名した文書をGMOサインで保管できます。



文書への電子署名
を依頼する



全ての文書を電子
で保存・管理



アプリでどこでも
署名可能

メールアドレス

gma*****@gmail.jp

必須 氏名

任意 会社名

姓 名

株式会社 〇〇〇〇

以下のボタンを押下した場合、利用約款およびプライバシーポリシーに
同意したものとみなし登録します。

無料でGMOサインを利用する

署名完了後の画面から無料アカウントを お申し込みする場合

操作手順

- 1 「アカウント発行のお知らせ」のメールを確認します。
- 2 [ログイン]ボタンをクリックし、ログインID（メールアドレス）と仮パスワードでログインします。

アカウント発行のお知らせ



〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に電子印鑑GMOサインから

[詳細](#) [テキスト](#)

電子印鑑なら
GMOサイン



この度は、電子印鑑GMOサインにお申込みいただき、誠にありがとうございます。

下記の通り、管理者アカウントを発行しましたのでお知らせいたします。

管理者アカウント

ログインID : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

仮パスワード : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

ログイン

署名完了後の画面から無料アカウントを お申し込みする場合

操作手順

- 1 新しいパスワードを2回入力します。※1
- 2 [送信]ボタンをクリックします。
- 3 パスワード変更完了画面が表示されます。
- 4 新パスワードでログインすると文書が保管されています。

※1

ユーザー情報で登録可能なパスワードは以下の条件を満たす必要があります。

- ・半角8文字以上45字以下
- ・半角英数及び記号(# \$ - = ? @ [] _)のうち2種類以上の組み合わせ

※ログインURL「<https://secure.gmosign.com/login/>」

GMOサイン

パスワードの変更

パスワードは、半角英数及び記号(# \$ - = ? @ []_)のうち2種類以上の組み合わせた8文字以上45字以下で設定してください。

新しいパスワード

.....

新しいパスワード(確認)

.....

送信

GMOサイン

パスワードを変更しました。

[ログイン画面へ](#)

後日無料アカウントをお申し込みする場合

無料アカウントお申し込み

<https://secure.gmosign.com/freeRequestForm2/>

署名完了時の画面で無料アカウントを発行しなかった場合でも、双方の署名が完了した日から30日以内に上記サイトから申込みを行えば、締結済み文書がアカウントに紐づけられ、保管されます。

※アカウント作成を行う場合、必ず電子契約で利用したメールアドレスと氏名で登録を行ってください。

The screenshot shows the 'お申し込み' (Application) page for a free account. At the top, a progress bar indicates three steps: '必要事項の入力' (Input of required items), '入力内容の確認' (Confirmation of input), and '送信完了' (Transmission complete). The first step is active. Below the progress bar, a message says '必要事項をご入力の上、ボタンを押してください' (Please input the required items and press the button). The form contains several sections: 'お申し込みプラン' (Application Plan) with a dropdown set to 'お試しフリープラン' (Trial Free Plan) and a note 'お試しフリープラン 初期費用: 0円 月額費用: 0円'; 'お客様情報' (Customer Information) with fields for '会社名' (Company Name) with a '検索' (Search) button, '氏名' (Name) with '姓' (Surname) and '名' (Given Name) sub-fields, '電話番号' (Phone Number) with three input boxes, 'メールアドレス' (Email Address), 'パスワード' (Password) with a note about complexity, and 'パスワード(確認用)' (Password for confirmation); and a bottom section with two dropdown menus for 'GMOサインを知ったきっかけ' (How I learned about GMO Sign) and 'お試しフリープランの利用目的についてお聞かせください' (Please tell us about the purpose of using the trial free plan).

よくある質問

Q

電子契約は法的に問題ないのでしょうか。

A

今回利用する電子契約サービスは、グレーゾーン解消制度にもとづく申請を行い、デジタル庁・法務省・財務省から「電子署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、記名押印に代わるものとして利用可能」とされています。

Q

電子契約は県の機関のどの範囲まで実施対象となるのですか。

A

知事部局、企業局、病院局、議会事務局、教育庁、警察本部、各委員会が対象ですが、警察本部は利用環境が整い次第運用を開始する予定です。なお、公立大学法人、公社等は対象外となります。

Q

発注機関が電子契約を行うかどうかは、どのように確認すればよいですか。

A

電子契約の対象とする契約案件は入札説明書や指名通知、又は随意契約における見積依頼を行う際に、その契約が電子契約によることができる契約であることを明示いたしますが、不明な場合は発注機関に御確認下さい。

Q

電子契約サービスを利用するにあたり、ソフトウェアのインストールなどの準備は必要ですか。

A

不要です。インターネット環境及びメールアドレスがあれば利用出来ます。

Q

電子契約サービスを利用するにあたり、電子契約サービスに加入する必要や利用料のような費用負担はありますか。

A

本県との契約を電子契約で締結する場合、事業者側で電子契約サービスに加入する必要はありません。また利用料等の費用の負担もありません。

Q

電子契約の対象となる契約案件について、事業者側の理由で紙契約にしてもらうことは可能ですか。

A

契約当事者双方が署名前であれば可能です。発注機関の契約事務担当者に紙契約を希望する旨をお伝えください。

Q

「電子契約申出書兼メールアドレス確認書」は紙で提出するのですか。また、様式はどこで入手出来ますか。

A

発注機関の契約事務担当課へ電子メールで提出してください。
（※詳しくは発注機関に御確認下さい）様式については、福島県電子契約のHPからダウンロードください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>

Q

複数人数の署名は可能ですか。担当者→部署責任者→契約責任者のような流れに出来ますか。

A

出来ません。電子署名の依頼は、電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書に記載いただいた、契約権限をお持ちの方おひとりにお送りします。社内での確認は、署名依頼メールでお知らせした署名URLから、署名前の文書のダウンロードが可能ですので、ダウンロードした文書で御対応ください。

Q メールアドレスは社内の共有アドレスでもよいか。

A 設定いただくメールアドレスは共有のアドレスでも構いませんが、権限のない方が契約締結権限者として署名を行うことのないように御留意ください。

Q

署名前に契約書の内容に誤りに気付いた場合には、どのように処理すればよいか。

A

契約書の内容に問題があり同意できない場合は、サービス上で「同意せずに却下する」の処理を行っていただくこととなります。却下理由を入力していただくことで、その内容が県の担当者へ電子メールにより伝達され、内容を修正の上、改めて手続を行います。

Q

原本のPDFファイルを複製した場合、契約書としての効力
はありますか。

A

原本と同一の電子署名とタイムスタンプを有している場合は、
原本と同等の効力を有するものとして扱われます。

Q

電子契約書のPDFファイルを加工編集することは可能ですか。

A

ファイル名の変更のみ可能です。それ以外の編集を行うと、電子署名が無効となります。

Q

契約締結前に、契約書の記載内容に誤りを見つけた場合、どうすればよいですか。

A

発注機関に連絡してください。電子署名前の契約書は破棄し、修正後の契約書で新たに契約締結事務を行います。

Q

契約締結後に、契約書の記載内容に誤りを見つけた場合、どうすればよいですか。

A

発注機関に連絡してください。契約当事者双方の合意に基づき、訂正の内容を記載した覚書の締結を行います。

Q

電子契約サービス導入前に紙で契約締結した契約を、変更契約のタイミングで電子契約に変更することは可能ですか。

A

可能です。発注機関にお問い合わせください。

Q

電子契約サービスで締結した契約について、変更契約のタイミングで紙での契約に変更することは可能ですか。

A

可能です。発注機関にお問い合わせください。

Q

電子契約を希望する場合、契約保証についても電子保証としなければなりませんか。

A

電子保証でなくとも電子契約を利用できます。

Q

電子契約サービスについての問い合わせ先はどこですか。

A

電子契約サービスの機能、操作、不具合等に関することは、GMOサインヘルプセンターへお問い合わせ願います。
運用に関することは、入札監理課へお問い合わせ願います。
なお、よくある質問（Q & A）については、入札監理課ホームページ、電子契約サービスのページに掲載しておりますのでご確認ください。
U R L : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>

困ったときは

電子契約サービスの機能、操作、不具合等に関する ご不明な点について

操作方法、よくある質問（エラー・トラブル）などをヘルプセンターに掲載しております。

GMOサインヘルプセンター

<https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja>

よくある質問

送信時のエラー・トラブルはこちら

<https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/4402484696729>

署名時のエラー・トラブルはこちら

<https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/4402610850713>



ヘルプセンターで解決しない場合は
お気軽にお問い合わせください

【GMOサインの操作、不具合等に関する質問】

■ 電子印鑑GMOサイン 運営事務局

- ・ 電話番号 03-6415-7444（受付時間 平日10:00-18:00）
- ・ メールアドレス support@cs.gmosign.com
- ・ お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

GMOサイン

検索